

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	清末民初におけるモンゴル駐京王公たちの活動に関する一考察
Author(s)	哈木格図,
Citation	広島大学大学院人間社会科学研究科紀要. 総合科学研究, 1 : 109 - 124
Issue Date	2020-12-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50562
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050562
Right	掲載された論文, 研究ノート, 要旨などの著作権・著作権は広島大学大学院人間社会科学研究科に帰属する。 ©2020 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University. All rights reserved.
Relation	



清末民初におけるモンゴル駐京王公たちの活動に関する一考察

哈木格図

広島大学総合科学部、広島大学大学院人間社会科学研究所

Activities of Mongolian Nobles in Beijing in the Early Twentieth Century

HAMUGETU

School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University
Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University

Abstract

Since the modern history of Inner Mongolia tends to be composed of the “revolutionary history” of the Communist Party of China, the Chinese National Party, the People’s Revolutionary Party of the Inner Mongolia, etc., its basic historical facts are still largely unknown. This paper examines the actual situation of the activities of Mongolian Nobles in Beijing using primary historical materials and clarifies that their activities in the early twentieth century were the basis for the regional formation of modern-day Inner Mongolia.

Keyword: Inner Mongolian Nationalist Movement, Mongolian nobles in Beijing, Nationalism, Genghis Khan, Education

1. 問題の所在

中国大陸・台湾では、中国共産党を支持し、その革命に参加したモンゴル人の立場から内モンゴルの歴史が語られるか、あるいは中国国民党に所属したモンゴル人の立場から立論され、内モンゴル内部における政治的対立が強調された。また、外モンゴル（現在のモンゴル国）でも当然ながら、民主化前後で内モンゴルを捉える視点が変化しており、政治的環境の違いが内モンゴル内部の相違点に光を当てがちであったといえる。

近年、中国共産党・国民党、ソ連・コミンテルン、外モンゴルの対内モンゴル政策に左右されながらも、自発的な民族主義運動を展開してきたことを重視し、民族主義者の主体性から内モンゴルの近現代を見直す傾向が現れた。従って、これまでの中国共産党また中国国民党の内モンゴル革命史と違う新たな歴史の語りの枠組みが構築されつつある [Atwood1992、2002、フスレ2011]。

しかし、新たな傾向において、主として着目されたのは、内モンゴル人民革命党（1925年10月に設立）で、こうした革命政党を主軸とする歴史

の再構成だけではモンゴル現代史・内モンゴル現代史の多様な可能性を解明することができないのは明らかである。

筆者は徳王・呉鶴齡の言動の実証的考察に基づき、内モンゴル人民革命党と王公・知識人階層などの他の勢力の言動、とくにその相互影響に注意を払い、1920～1930年代の彼らの活動を総体的に考察してきた〔ハムゴト2017〕。そうした考察方法の根拠は、この時期、内モンゴルのモンゴル人はソ連・コミンテルンモンゴル人民革命党（外モンゴル）、中国共産党・国民党などからの影響を受けながら、被抑圧民族とその自治・自決について、自分なりの解釈を加え、その実現に向けて取り組んでいたことにある。

とはいえ、これ以前の内モンゴルも既に清朝・中華民国の開墾・入植を象徴とする「内地化」によってもたされたモンゴル社会の衰退に直面し、さらに同じタイミングで押し寄せてくる近代化の波を経験していた。清末民初（19世紀末から1920年代初頭まで）におけるモンゴル人、とくにモンゴル社会の中心にいた王公の活動に関する検討は、内モンゴル近代史をトータルに把握するうえで非常に重要な意義がある。これまで、王公の活動については注目されてきたが、現在のモンゴル国の原点であるボグド＝ハーン政権（1911年12月1日に誕生）との関連で検討されることがほとんどである。

そこで、本稿では清末民初におけるモンゴル駐京王公（北京に駐在している王公、以下、駐京王公と省略する）たちの活動を総体的に把握することで、清末民初における内モンゴル地域の支配の再編と地域社会の変容を考察しつつ、モンゴル社会の内的・主体的発展の契機とその実現過程の特殊性を提示することを試みる。これによって、清朝を母体としてモンゴル国と中華民国という二つの「近代」国家が成立してゆく過程で、内モンゴルの人々が、近代的意味における民族としての位置づけを獲得する初期段階の基礎的な史実を再構成したい。

行論に際しては、先行研究をまとめながら、新

たな史料の活用も試みる。モンゴル王公の名前について、本稿では史料との一致性を考慮し、またカタカナの過多を避けるため漢語表記を使用する。

2. 清代のモンゴル社会と王公の統治

清朝の初期、西隣のモンゴル高原に遊牧するモンゴル諸アイマグ（部族）の王族は、順次満洲の支配下に入っていった。1636年に、太宗ホンタイジが皇帝に即位すると、これらモンゴルの王族たちは、満洲の王族たちとともに王公の爵位（和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子・鎮国公・輔国公および頭等～四等タイジまたはタブナン）を与えられた。満洲王公（内王公）とその属下は「宗藩」、モンゴル王公とその属下は「外藩」と呼ばれた。ヌルハチ、ホンタイジ、順治帝の時代に満洲に服属した諸部は6盟49旗に編成され、内ジャサグと呼ばれた。清代における内モンゴルはこの内ジャサグのことである。17世紀末にモンゴル北部のハルハ部が清朝に服属すると、4盟86旗に編成された。後に18世紀後半までにかけて、オイラド系の諸集団（現在の新疆・青海地域のモンゴル）が清朝の支配下に入り、盟旗に編成された。これらは外ジャサグと呼ばれ、すなわち外モンゴルであった。内ジャサグと外ジャサグすなわち外藩蒙古とは、ジャサグと呼ばれる世襲の王公により統治されていた〔岡2015〕。

清代における内・外モンゴルの区分はモンゴル行政管轄官庁である理藩院の管轄権限に基づく「行政」的区分であるが、制度上の違いだと言いつても難しい。そして、モンゴル人に対しては、言語・文字、宗教信仰（チベット仏教）など文化的、あるいは遊牧業による経済的な面における高度な一体性を認めていた〔ボラク2015: 291-292〕。一方、モンゴル人の中には八旗に編入されたものもあったが、その一部はモンゴル高原に牧地を与えられた。チャハル・帰化城トメド・バルガなどがそれである。これらは八旗の所属という意味で「内属蒙古」¹と呼ばれ、ジャサグが置かれずに非世襲の官員である総官などにより管理されていた。こ

これらの旗でも遊牧生産が維持されており、外藩の諸旗と近い環境を有し、チベット仏教が浸透していた。以上が当時の人々に認知されていたモンゴル（図1、理藩院制定のモンゴル人の専用法「蒙古例」に規定した領域）であり、ボグド＝ハーン

政権がモンゴル独立問題をめぐる中華民国・帝政ロシアとの三者会談（キャフタ会談、1914年9月8日～1915年6月7日）で、モンゴル国の領土として主張した範囲でもある〔橋2012：197-198〕。



図1 清代のモンゴル

出典：岡2015：119（太線内は当時の内モンゴル）

以下、清代モンゴルの社会構成を簡単に整理する。アラド（平民もしくはは人民）はおおむねアルバトとハムジラガに分かれていた。アルバトとは清朝からモンゴルに課する軍事的義務を中心とした種々の賦役を務める者であり、この意味で遊牧民的小経営が清朝により保障されている清朝の臣民である。清朝はモンゴルに対して軍事的貢献を要求した。そして、かかる要求から、清朝は軍事行政システムである盟・旗・参領・佐領・十戸という階層構造を持つ社会制度をモンゴルに導入し、モンゴル王公は盟長・ジャサグ・協理タイジ（もしくはタブナン）、管旗章京などの官職を兼ねていた。いわゆる盟旗制度である。

しかし、モンゴル社会では、王公とアラドの間における氏族一封建的主従関係が維持・強化されていた。ハムジラガと呼ばれる王公専属の民は、

王公の生活を支える一切の労働、主家の家畜番、主家の旅行や行事の際の奉仕など、いろいろな仕事を課されていた。モンゴル王公の爵位は属民の保有を前提としており、爵位の授与を通じて、王公たちは属民に対する主としての地位が清朝に公認され、皇帝との間に主従関係を結んだのである。岡によれば、王公身分はモンゴルの粹を規定する概念であった〔岡2000：6〕。

盟旗制度の導入により、地域社会は旗ごとに分断された。旗が「小王国」的な存在となり、そしてその最高位の権力者であるジャサグの位をめぐる衝突を内包していた。また、遊牧民の特性であるアイマゴとの大規模な移動や広範囲の活動が次第に見られなくなった点でも、清代以前のモンゴル社会と区別される。

3. モンゴル駐京王公の由来

清代において、先述のように自律性が高いモンゴル社会を清朝の支配下におさめるため、モンゴル王公たちを清朝中央につなぎとめる制度が重層的に作られていた。従って、モンゴル王公と清朝は様々な関係により繋がれていたのである。

制度上、モンゴル王公が清朝皇帝と接する機会が大きく「朝覲」・「行走」・「内廷教養」の三つあった〔中村2012、李2017〕。「朝覲」は全てのモンゴル王公を定期的に呼び出しする制度であり、正月前後に北京に参内させる「年班」と、夏期の熱河巡幸に参内させる「圉班」がある。「圉班」は嘉慶年間以後廃れるが、「年班」は清末まで続けられた。モンゴル各地の王公は数年に一回の頻度で来京の義務を負う。「年班」に当たった年は、年末12月25日までに北京に参集し、翌年1月下旬まで、除夕および元旦の典礼などの宮廷儀礼や宴会に参加するほか、様々な下賜品をもらう。「年班」はモンゴル王公にとって義務でもあり同時に権利である。

「行走」は、一部王公を選抜し侍衛として皇帝の側に近侍させる制度である。モンゴル王公は主に御前行走と乾清門行走に任じられた。これを「年班」と結び付け制度化したのは乾隆帝の時代である。「年班」はモンゴル王公の待遇を平均化する傾向にあり、清朝皇帝とモンゴル王公の親疎、並びに相互の利害関係を十分に反映しうる制度ではなく、「行走」はその調整として制度化されたのである。

「内廷教養」は有力王公の子弟を幼い時から内廷に入れ、満洲の皇子たちと勉学させる制度である。

以上の諸制度と絡み合いながら、清朝宗室とモンゴル王公の関係を強固にする、「備指額駙」制度があった。内モンゴルのホルチン・ハラチン・トメド・バーリン・オーハン・オンニユード・ナイマン部（13旗）の王子たちは、制度的に清朝宗室の額駙（王女²の婿）に指定されていた。しかし、これは清朝宗室と他のモンゴル王公の間に

婚姻関係がなかったことを意味せず、そもそもこの制度自体は、清朝宗室とモンゴル王公の通婚の数が康熙帝・雍正帝の時代より減っている事情から発足した半ば強制的なものである〔杜2013b〕。

本来、モンゴル王公と結婚した王女たちは北京に長期にわたって居住することが許されなかった。だが、乾隆帝の時、和敬公主と額駙の色布騰巴勒珠爾（ホルチン左翼中旗、内廷教養を受けた人物）が北京に居住することを常としたことをきっかけに、清朝の王女・額駙、および子孫が北京に駐在することが慣例となり、駐京額駙と称された。駐京額駙たちはそれぞれの旗に王府があった他、北京にも王府を構えたのである。その駐在は以下の三つの状態に分けられると杜家驥は指摘している。①北京に居住することを常とし、長期にわたって朝廷の官職に就き、偶にモンゴルに赴くことがあるが、用事が済むと北京に戻る。②基本、北京に居住するが、北京と故地を往復することが多い。③ある額駙の一世代あるいは数世代が北京に居住し、後には自領に戻ったが、その子孫が行走などに充てられ、北京に駐在することが多かった〔杜2013a：311-312〕。

1910年7月、清朝民政部は「戸口を清查すること」を「立憲を準備するための基礎」とし、従来、在北京モンゴル王府人口の登録がなされていなかったことを考慮し、理藩部（1906年、理藩院から理藩部に改称）に依頼し調査を行ったことがある。その調査によると、モンゴル王公たる戸主が27人居て、「駐京」・「在京」に区分された。両者の違いについて、中見立夫は、「前者は御前行走など、一定の清朝体制の中で職位を持つものと考えられる」としている〔中見2014：587〕。帕勒塔（1882～1920）を除く、表1に示す王公はいずれも北京に駐在する額駙およびその子孫たちであり、その区分は先述の額駙の家族の駐在状態の①と②のどちらに当てはまるかにあり、前者が「駐京」と表記され、後者は「在京」と表記されたのである。

一方、帕勒塔の場合、事情は若干複雑である。彼は、1902年の年班にあたるはずだが、実際北

表1 清末の駐京王公一覧

名前	区分	出身	爵位・駐京額駙	官職・議員	備考
阿穆爾靈圭	駐京	ホルチン左翼後旗	博多勒噶台親王・駐京額駙	御前行走	ジャサグ
阿勒坦瓦齊爾	駐京	ホルチン左翼後旗	貝勒・駐京額駙		
博迪蘇	駐京	ホルチン左翼後旗	輔国公・駐京額駙	御前大臣、資政院	
鄂哩雅蘇	駐京	ホルチン左翼後旗	頭等タイジ・駐京額駙		
達賚	駐京	ホルチン左翼中旗	輔国公・駐京額駙		
熙凌阿	駐京	ハラチン左翼旗	貝勒・駐京額駙		ジャサグ
都凌阿	駐京	ハラチン左翼旗	二等タブナン・駐京額駙		
卓凌阿	駐京	ハラチン左翼旗	二等タブナン・駐京額駙		
棍布扎布	駐京	トメド右翼旗	貝子・駐京額駙		ジャサグ
蘇珠克図巴図爾	駐京	ナイマン旗	郡王・駐京額駙		
那彦図	駐京	ハルハ中路中左旗	和碩親王・駐京額駙	御前大臣・資政院	ジャサグ
祺誠武	駐京	ハルハ中路中左旗	公銜タイジ・駐京額駙		那彦図の長男
祺克坦	駐京	ハルハ中路中左旗	頭等タイジ・駐京額駙		那彦図の次男
車林巴布	駐京	ハルハ後路中右旗	郡王・駐京額駙		ジャサグ
鄂多台	駐京	ハルハ後路中右旗	二等タイジ・駐京額駙		車林巴布の従弟
車林端多布	駐京	ハルハ後路中右旗	四等タイジ・駐京額駙		鄂多台の長男
車林桑都布	駐京	ハルハ後路中右旗	四等タイジ・駐京額駙		鄂多台の次男
鄂索爾土	駐京	ハルハ後路中右旗	二等タイジ・駐京額駙		
鄂伯噶台	駐京	ハルハ後路中右旗	四等タイジ・駐京額駙		
鄂爾海	駐京	ハルハ後路中右旗	四等タイジ・駐京額駙		
唐古色	駐京	チョロス旗	貝子・駐京額駙		
色旺端噶布	在京	ホルチン左翼中旗	卓哩克図親王・駐京額駙		
棍楚克蘇隆	在京	ホルチン左翼前旗	郡王・駐京額駙		
貢桑諾爾布	在京	ハラチン右翼旗	郡王・駐京額駙	御前行走・資政院	
漢羅扎布	在京	ハラチン中旗	タブナン・駐京額駙		ジャサグ
帕勒塔	在京	旧トルグード東路左旗	郡王・駐京額駙		ジャサグ

杜2013a：313-315をもとに作成（官職・議員、備考欄は張2012：5-6、397-440、中国人民政治協商会議内モンゴル自治区委員会文史資料委員会1988：201-220を参考）

京に赴くのは翌年のことである。帕勒塔は1904年より北京に居住し、1906年に日本に留学した。そして、帰国後の1909年から御前行走到に就き、清末北京の政治舞台に最も活躍した王公の一人となる〔畢2014：14-15、張2012：421〕。帕勒塔は郡王の爵位を有するが、管見の限り、祖先が清朝宗室と通婚していたという記録がない。帕勒塔自身も清朝の王女と結婚していない〔劉、呉2019〕。彼が清朝によって重視されたのは彼自身の活躍だけでなく、彼の出身にも関連していると筆者は考える。トルグート部は現在のロシア領のカムイクと同じ祖先を有し、ロシア人やドイツ人の入植に圧迫されていた。1771年、帕勒塔の祖先にあたる渥巴錫らが属民を率いてヴォルガ河畔から故地に帰還した。周知の通り、トルグートの清朝への帰服は清朝の隆盛を表す代表的な事件のひとつである。この事件は帝政ロシアを含む列強の圧迫に直面し、それからの「再興」を模索していた清朝にとって重要な意義があったと言える

だろう。

いずれにせよ、清朝宗室の婿たち、並びに彼らの子孫は往々にして先述の諸制度の中でも最も優遇され、朝廷の要職に就くのがほとんどであった。そして、皇帝と他のモンゴル王公との間の媒介となることで清朝に重視されると同時に、モンゴルでは有力な地位を獲得・維持してきた。彼らにより、自律性を持つモンゴル社会とその中心にいる王公の清朝への求心力が維持されていた³、と言えよう。

清末になると、額駙たちはその駐在状態の違いにより、「駐京」もしくは「在京」と称されるに至った。これが駐京王公という存在の由来である。そして、帕勒塔の事例があるように、清末においては駐京王公の範疇がいまだに明確ではない。駐京王公が正式にカテゴライズされるのは、中華民国期に入ってからである。

4. 清末新政（1901～1911年）と「駐京額駙」たちの模索

清朝は支配下に入ったモンゴルに対し、漢人地域との関係で、主に二つの政策をとっていた。ひとつは「封禁政策」である。清朝はモンゴル人と漢人との結婚、モンゴル人が漢人の姓を使用することなどを厳しく禁止した。つまり、清朝はモンゴル人と漢人との接触を常に警戒していたといつてよかろう。しかし、清朝の最盛時の1723年から漢人地域における人口膨張によって生じた余剰人口問題を解決するため、断続的にもうひとつの対モンゴル政策をとった。それは「借地養民」政策であり、モンゴルの旗地を借りて漢人の難民を養うというものであった。モンゴルの土地を開墾して農作物を作る漢人農民から諸旗側が毎年地租を徴収し、『理藩院則例』の法的保護のもとで地租を全部、旗のものにしていた。その一方で、清朝は漢人移民を管理するため「府・庁・州・県」などの「内地」における行政措置を内モンゴル地域に設けていたが、これらは領域を有した行政単位ではなく、同地におけるモンゴル人と漢人を区別するためのものである。内モンゴルでは依然として盟旗制度が行政の中心であり、モンゴル人は各旗の管轄を受けていた。

しかし、「借地養民」政策の実施により、19世紀初期になると、内モンゴル地域では、モンゴル人103万に対し、漢人が100万に達した。そして、清末から積極的に推進された「移民実辺」政策により、漢人人口がいっそう急増した。民国初年の1912年の統計ではモンゴル人82万に対し、漢人は155万に達した [リンチン2015 : 53]。

漢人の流入にともない、漢人商人が大量にモンゴルに進出した。清朝は漢人商人のモンゴルへの進出を禁止していた。しかし、清朝とロシアとの貿易は漢人商人を主体として行われていたのである。漢人商人は茶・シルクなど特産を辺境の町キャフタで商っていたのである。彼らはこうした歴史的な契機を捉えて、モンゴルと清朝の「直轄領」の境界に位置する貿易の町である張家口に拠

点を置き、帰化城（現在の内モンゴル自治区の首府フフホト）、フレー（現在のモンゴル国首都ウランバートル）などを経て北進し、キャフタまでの商業路（いわゆる「茶馬の道」）を掌握した。

もちろん、帝国という空間内における「中心」・「周辺」構造の形成は官僚政治だけでなく、貿易システム、具体的には商人などの経済活動に頼るものでもある [劉2006 : 275]。それ故、農耕化が進む内モンゴルにおいて、その「内地経済」への周縁化を進める漢人商人の活動は帝国の統合に有意義である。しかし、多くの漢人商人にとって「商売に鈍感な野蛮人」であるモンゴル人とのあまりにも不等価な交易から暴利を得ることこそが至高の「魅力」であった以上 [ハズルンド1982 : 1-11]、むしろ逆の役割を果たしていると言わざるを得ない。実際、漢人の商業資本が浸透し、掛け売り制度を利用したため、モンゴル人の資産が大量に流出し、王公から一般民まで漢人商業資本への巨額な負債を負うことになった。王公は負債を、土地を漢人農民に貸与したり売り払うことによって、弁済することになった。したがって漢人商人も土地の開墾や農業開発をおこない、土地商人へと発展し、現地におけるモンゴル・漢の緊張関係を激化させるものとなった [周2008、鉄山1994]。

20世紀に入ると、モンゴル地域は、清朝自身の近代化政策の中、経済・辺防・移民など諸方面での重要性が認識されて、新政の重要な改革対象となった。その対モンゴル政策は、統治下のモンゴル地域を含む清帝国全体の「近代化」を進めるものと理解された。しかし、その一方では、内モンゴルにおける「官弁開墾」を実施し、モンゴルを行省として漢人地域の行政と一致させる、つまり従来の「間接統治」を「直接支配」へ移行させることを目指した。清末新政時の最も重要な論者の一人である姚錫光は、モンゴルにおける清朝の「支配」の実質を見極めることに力を入れた。姚は王公と旗民の間における君主・臣民の関係を指摘し、モンゴル社会においては、中央派遣の官僚が統治を行う「中華王朝」従来の地方統治制度、

すなわち郡県制と峻別される封建制を見出し、これを清朝のモンゴル統治の「弱点」として理解した。さらに、モンゴルに省制を実施し、ジャサグの手から土地と人民を管轄する権利を回収することを期待している〔内蒙古図書館2008：33-40〕。

一方、那彦図・貢桑諾爾布らの駐京額駙は北京を舞台に、「蒙政協助会」（1909年）、「保蒙会」（1910年）、「蒙古王公連合会」（1911年）など一連のモンゴル王公による排他的な団体組織を作り、王公同士の意志統合を図ろうとした。「蒙古王公連合会章程」第1条「本会は蒙古の風気を開通させ、政治の改良、権利の保存、全体の連絡、相互の和睦を営むことを宗旨とする」、第2条「本会は蒙古の汗・親王・郡王・貝勒・貝子・公、ジャサグ・議員、および官職を有するタイジ・タブナン、旗員（官僚）などを会員とする」と規定した〔包2013：44〕。これらの組織は、何れも清末の立憲運動を背景に、駐京額駙たちによって結成されたものである。

1906年9月、清朝は立憲君主政体に移行する意思を明示し、1907年8月に資政院の設置を決定し、のちの議院の設立の基礎にした。1908年3月、翰林院官僚の朱汝珍は、蒙古臣民の立憲政治への参与を促すために「蒙古議員」を設置する必要があることを朝廷に上申した。しかし、朱の建議は、モンゴルの立ち遅れを理由に、張之洞、鹿伝霖などの重臣に批判された〔張2012：1-2〕。理藩部は「蒙古議員」の設置に積極的であるが、王公たちを欽定議員にし、民選議員については「県が設置された盟旗のモンゴル人に対し、漢語に通じ、且つ一定の住居と財産を有している者はその選挙権・被選挙権を認め、県を設けておらず、漢語に通じない、伝統的な遊牧生活を行っている者に対しては別に適宜な方法を定める」と主張した。ここから浮かび上がるのは、理藩部はモンゴルを従来の外藩・内属ではなく、県が設置されたか否かによって区分するという姿勢である〔烏力吉陶格套2007：86-93〕。従って、言明はしていないが、民選議員にはモンゴルという地域を代表するが、モンゴル人を代表しないとい

う意味合いが含まれていた。これがのちの中華民国時代において数多くの漢人の議員（特に衆議院議員）がモンゴル選挙区から選挙されるに至ったきっかけを作り上げたのである。

先述のように、王公身分はモンゴルの枠を規定する概念であり、王公からなる欽定議員はモンゴル人を代表するという意味合いがあったと言える。そして、新政の下で、漢人官僚が主導権を握る地方行政（府・庁・州・県）によって不断に侵食されるモンゴル地域の権利を保存し、さらにはその取戻しにつとめた。その中心に立ったのは資政院の欽定議員である駐京額駙たちである。先述の一連の団体組織は、駐京額駙たちの連携をもとに、モンゴル王公同士の意志統合を図ろうとしたものである。

また、蒙古実業公司などの資本主義の芽生えとも言える実践は、モンゴル開発の主導権を満州人・漢人官僚たちの手からモンゴル王公の手に移すことをめざした試みである〔白拉都格其2009：132-140〕。そして、近代教育の推進に漢語の使用を優先させる新政に対し、モンゴル語教育の必要性を訴えた〔娜荷芽2018：15〕。

ここでは、貢桑諾爾布（1872～1931）の近代的改革に着目して、駐京額駙たちの内モンゴル地元での活動を概観する。その理由は、貢桑諾爾布は典型的な駐京額駙であり、その改革は「駐京額駙」を輩出してきた内モンゴル東部の近代的改革の中で先駆的かつ代表的なものであったからである。貢桑諾爾布について、今までの研究で多く取り上げられてきたが、本節では、これまで深く検討されていない教育問題を中心に貢桑諾爾布の近代的改革を再検討する。というのは、当時、漢人移民が大多数を占めるまでに至った内モンゴル地域社会においては、モンゴル社会の内的・主体的発展の契機とその実現過程の特殊性を、いかにして提示するかという問題が問われていたからである。教育の問題は、この問いに正面から答えるものであった。

貢桑諾爾布は、ジョスト盟ハラチン右翼旗ジャサグ郡王であり、のちにジョスト盟盟長も務めた

のである。彼はチンギス・ハーンの功臣ジェルメの末裔である。チンギス・ハーンはジェルメの戦功を重んじ、ジェルメの息子に自分の娘を嫁がせて、貴族身分を与えた。チンギス・ハーンの直系子孫がタイジと称されるに対し、ハラチン各旗が有するタブナンの称号はモンゴル語で「王女の婿」の意味である。この区分が清朝に継がれたのである。康熙帝の時代から、ハラチン右翼旗歴代のジャサグ郡王は清朝宗室と結婚しており、貢桑諾爾布は日本にもよく知られている川島芳子の実父に当たる肅親王善耆の妹善坤と結婚した〔ウリジトクトホ2015：142、哈申其其格2013：300〕。ハラチン右翼旗は清末以来のモンゴル・漢の緊張関係が非常に高まった地域のひとつであり、1907年に外モンゴルに赴いて独立運動に参加し、モンゴル独立の立役者として知られている海山（1862～1917）はハラチン右翼旗の役人であり、貢桑諾爾布自身ものちにボグド＝ハーン政権に帰服表明をしている〔橘2011b：312〕。

1899年、貢桑諾爾布は郡王の爵位を継ぎ、ジャサグになった。貢桑諾爾布はジャサグになった直後から自分の旗に振興のための諸改革を行った。その改革は社会政治制度・教育文化・軍事・財政などの多方面にわたり、改革は1899年から1909年まで、約10年間続いた。これについて、哈申其其格の研究に即してまとめると、次のようになる。

①1899～1903年の第一期改革の内容は、跪礼の鞠躬礼への変更、僧侶への管理と規制、財政管理の強化、新式学校の設立などである。②日本訪問をした1903年から1906年までの第二期改革では、身分制度の改革、女子学校を含めた学校設立・留学生派遣、新聞社や図書館の設立などの文化教育事業、そして軍事・警察などの治安防衛の強化、さらには工場・商店など経済方面の改革を実施した。③1906年から1909年は、その改革の「挫折期」である〔哈申其其格2013：302-306〕。

アローハンは、貢桑諾爾布の近代教育は清末新政に危機感を持たず、それをそのまま受け入れたものであると指摘した。さらに、貢桑諾爾布は清

朝がモンゴルに新政を実施する際の導き手の役割を演じ、モンゴルの近代化を実現するというスローガンの下で、「実質上においてはモンゴルの伝統文化を無視するような性格のものであった」と指摘する〔アローハン2016：51〕。しかし、ここで問題となるのは、貢桑諾爾布が「モンゴルの」であろうとしても、彼の暮らす生活空間にはすでに「モンゴルの」情景がなかった〔中見2013：65〕という歴史的背景についての言及がないということである。

内モンゴル社会、とくに「借地養民」の対象とされてきたジョスト・ジョーオダ盟・ジレム盟は漢文化の強い影響下にあった。王公の場合は若干複雑で、厳密に言えば漢文化の強い影響を受けた満洲文化の影響下にあったのである。そして、モンゴル語の教育が王公・官僚に限られた結果〔ハスバガン2001〕、漢人との接触、農耕の運営で民衆のモンゴル文化離れが嚴重であった。

こうした状態から脱し、「モンゴル」らしさと呼び戻すために、モンゴル近代文学の巨匠インジャンナシ（1837～1892、トメド右翼旗タイジ）の『フフ・ソドル』が生まれた〔包2002〕。チンギス＝ハーンの偉業を描いた同著は、『三国史』を強く意識して創作されたものであるが、「あらゆる面から見てもモンゴル文化は漢文化に劣らないという強い民族意識的なメッセージを発信し、「巨大な漢化の波に晒されたことによって生まれたモンゴル人の民族意識の原型である」とブレンサインは指摘する〔ブレンサイン2015：98〕。よく知られるように、インジャンナシは貢桑諾爾布の叔父であり、その殆どの作品はハラチン王府を舞台とした。貢桑諾爾布の近代改革、とくにその教育改革はインジャンナシの思想に感銘をうけたものである。そもそもインジャンナシが批判するように、ハラチン右翼旗を含めたジョスト・ジョーオダ盟・ジレム盟の王公たちは清朝の恩恵だけを知って、自らの来歴を知らないのがほとんどであった〔包2002：77〕⁴。『フフ・ソドル』そのものが、モンゴル人かつての栄光、具体的にはチンギス＝ハーン時代のそれを記憶に呼び戻す

ことをめざした。貢桑諾爾布の近代教育がチンギス=ハーンの偉業を教えることを重要な内容としていたことは、ハラチン右翼旗を視察した姚錫光の著書から確認することができる〔内蒙古図書館2008：88〕。

貢桑諾爾布の近代教育が「清朝の功績については、全く触れられないこと」に危惧を隠せなかった姚は、モンゴル・漢の同化を重視する教育方針を清朝政府に建言し、それが清朝政府に受け入れられたのである。今まで貢桑諾爾布の教育改革を「漢化」の危機と見ていたことは、これと直接関連していると言えよう。

しかし、本稿で指摘するように、既に「漢化」していた当時の状態から脱してモンゴル社会の近代化への道を探るに際し、モンゴル語教育を重視し、「モンゴル」の再起のためにチンギス=ハーンの偉業を想起させる試みを施したことこそが貢桑諾爾布の近代教育の本質である。従って、チンギス=ハーン崇拜の近代的起源についても、貢桑諾爾布の近代教育に求めるべきではないかと筆者は考える。

貢桑諾爾布を代表とする清末の駐京額駙たちの改革は漢人移民が大多数を占めるまでに至ったモンゴル社会の独自性を保つために、不断に近代的な要素を吸収し、社会政治制度・教育文化・軍事・財政などの多方面にわたる内的革新を行うことで盟旗の統制力の強化をはかり、近代的な意味での地域の再編を模索したものであると言えよう。

一方、駐京額駙たちと清朝宗室との関係がこの時期、どのような役割を果たしたのかについても、再検討する必要がある。これについて、「北京駐在の内モンゴル王公の行動は、清朝皇帝退位までは君主制の擁護にあり、皇帝退位後になってはじめて外モンゴルの独立に目を向け始める」という橘誠の指摘が注目を引く。橘はその原因について、清朝宗室とモンゴル王公の親近性に注目し、スミスや小熊英二の「民族」理論⁵を用いて、彼らは「王公」という枠組みで行動し、「モンゴル」が「中国」に包含されることも、一定の条件下で選択肢として残していたと主張する〔橘

2011a：67-69〕。ボグド=ハーン政権が目指した内・外モンゴル統一の失敗要因は、当時の国際交渉だけでなく、内モンゴル側にも存在したのである。

しかし、これまで述べてきたように、新政以降の清朝と内モンゴル、そして満洲皇帝と駐京額駙たちとの間に「民族的」矛盾がなかったわけではなく、むしろその解決を、立憲君主制度⁶に期待していたと言えるだろう。だが、辛亥革命によって、それが中断された後に一時期モンゴル独立へ目を向け始めたのである。

5. 駐京王公と「内モンゴル」の近代的再編

1911年12月1日、ボグド=ハーン政権により、フレーで「モンゴル国」の独立が宣言された。ボグド=ハーン政権は、清朝の理藩院制定の「蒙古例」（モンゴル人の専用法）に規定した領域をモンゴル国の領域とし、清朝の「継承国家」である中華民国との間に内モンゴル統合をめぐる対立した。しかし、モンゴル独立の支援国である帝政ロシアは日露戦争後の「満蒙分割」という日本との関係からボグド=ハーン政権の内モンゴル統合を許さず、領域確定においても帝政ロシアは影響力を発揮し、1915年6月7日のキャフタ協定により、現在のような形で国境線が引かれることにつながったのである〔橘2011a、橘2012〕。

1914年1月から7月にかけて、五族共和を建国の理念にしている中華民国はその対外交渉の争点となっている内モンゴルへの政治統治を確実化させるために熱河・察哈爾・綏遠の三つの特別行政区を設置した。特別行政区は王公たちが省への改編に反対したために導入した行政機構であるが、盟旗におけるモンゴル王公の支配を認めた1912年8月の「蒙古待遇条例」によって「事実上、民国の権利の及ぶ範囲を漢人の居住地域に限定し、モンゴル王公の権利の及ぶ範囲と分離した」のである〔松本1999：93〕。この「蒙古待遇条例」は蒙古王公連合会の活動の成果である

（「蒙古聯合会カ蒙古特別待遇ヲ要求シタル件」1912年6月1日、アジア歴史資料センターJACAR Ref. B03050167100、21～30コマ）。しかしこの条例では清末の移民・開墾そして県の設置などの「内地化」を阻止することができず、内モンゴルと清朝の「民族的」矛盾は、そのまま中華民国に引き継がれたのである。

この矛盾に対して、貢桑諾爾布はまずボグド＝ハーン政権への帰服を表明し、「中華」からの離脱を模索するが、失敗した〔中見2013：131-168〕。1912年9月、貢桑諾爾布は共和に賛成する意思を示し、モンゴルの事情は内地（すなわち漢人）に任せるのではなく、モンゴル人が「五族共和国」の一員として主体的にその責務を担うことを中華民国の建国理念に託した〔張2012：93-94〕。その後、貢桑諾爾布はその実現に向けて活動したのである。貢桑諾爾布の蒙蔵院総裁への就任も、姚錫光を蒙蔵院総裁にさせることにモンゴル王公が猛反対した成果である〔貴志1989〕。蒙蔵院は王公と彼らを補佐する官僚を主体とし、袁世凱との間に対立が生じる側面があり、袁世凱の死後にも國務會議に参加しないことが続けられた。蒙蔵院は王公の世襲やジャサグの任命などの事務を担当した。貢桑諾爾布にとって、蒙蔵院は辛亥革命期の独立運動の敗因を検討し、王公同士の間を連絡を促し「盟旗統一行動」の実現を図る場所でもあった。この点については、他の駐京額駙たちの活動と関連させて見るのが非常に重要であり、駐京王公が正式なカテゴリーとなることにも関係する。

表2は、蒙蔵院が1912年～1925年の間に作成した各種の王公総覧をもとに、「駐京」とされた王公について、まとめたものである。清末の「駐京」・「在京」の区分がなくなり、また最大の特徴として、王公たちの政治活動に伴って活躍したアラド出身者たちが蒙蔵院の斡旋で、王公の爵位を獲得していることである。すなわち、中華民国初期に定着した駐京王公とは、蒙古王公連合会の成員・蒙蔵院の行政人員・議員（参議院・衆議院）という三つの身分を有した、駐京額駙たちを中心

とする清末の有力王公とブレンたちの総称である。

駐京王公たちは、1912の「中華民国臨時約法」の規定と議会議法例における内モンゴル議席すなわち法律上の地域概念に即し、議会で漢人議員との間に盟旗の参政・行政・土地問題などをめぐる論戦を展開する中で「内モンゴル」としての地域・民族的な一体感を育成してゆく〔ハムゴト2019b：4-5〕。

蒙蔵院の1924年の蒙事會議の諸改革は、内ジャサグ6盟を範囲とした地域統合を意図したものであり、そのため、この會議の議論を近代意義での内モンゴルのはじまりと位置づけることができよう〔ハムゴト2018〕。巴特爾は、蒙事會議で一部の王公が内モンゴルの「建省」を提起したことを、同時代の内モンゴル人民革命党の「自治」と並行させ、1920年代の王公支配層の動向を考察するうえで重要だとしている〔巴特爾2019：197-202〕。

その背景には、1923年10月10日に公布された「中華民国憲法」（「曹錕憲法」）第12章第135条は「内外モンゴル・チベット・青海は、当該地方の人民の総意によって省・県二級の行政区分を行い、本章の各規程を適用させるべきである。但し、省・県の設置前に、その行政制度は法律によって定める」と規定したことの影響があった〔徐2001：10〕。この規定に即し、三特別区議會は積極的に特別区の「改省」を訴えた。蒙事會議の宣言書では反映されていないが、「改省」問題への対処は内モンゴル王公が蒙事會議の開催を北京政府に要求した重要な原因である〔Bürinsayin 2011：450〕。内モンゴル「建省」案の提起とそれに対する反論は、いずれも当時の漢人議員の促す「改省」論に反抗し、内モンゴル盟旗の權益の保全という点では一致している。1924年11月24日、「中華民国憲法」は段祺瑞の臨時政権の「臨時政府制」に代替され、従って「建省」論も王公の主張から姿を消した。この「建省」説は当時の王公たちにとっては一時的なものに過ぎない。蒙事會議で重点的に議論され、のちの歴史にも重要

表2 民初の駐京王公一覧

名前	出身	最高爵位	官職	議員	備考
阿穆爾靈圭	ホルチン左翼後旗	和碩博多勒噶台親王	都翊衛使	臨時參議院議員・第一回国会參議院議員・憲法起草委員会委員・安福国会參議院議員	ジャサグ
阿勒坦瓦齊爾	ホルチン左翼後旗	親王銜多羅郡王		臨時參議院議員・安福国会衆議院議員	
那遜阿爾畢吉時	ホルチン左翼後旗	多羅郡王	翊衛使		
博迪蘇	ホルチン左翼後旗	固山貝子		臨時參議院議員	
阿勒坦巴因爾	ホルチン左翼後旗	固山貝子	翊衛使		
和希格	ホルチン左翼後旗	貝子	翊衛官		阿穆爾靈圭の息子
包音阿爾畢吉時	ホルチン左翼後旗	貝子銜鎮国公			
拉什敏珠爾	ホルチン左翼後旗	鎮国公			
鄂哩雅蘇	ホルチン左翼後旗	鎮国公銜輔国公			
阿拉坦巴幹	ホルチン左翼後旗	タイジ			
阿拉坦霍依克因	ホルチン左翼後旗	タイジ			
吉爾格朗*	ホルチン左翼後旗	タイジ	翊衛官		
色旺端鳴布	ホルチン左翼中旗	和碩卓哩克因親王	翊衛使	臨時參議院議員	
賀喜業勒因墨爾根	ホルチン左翼中旗	和碩卓哩克因親王			1920年 爵位を継ぐ
陽倉扎布	ホルチン左翼中旗	和碩温都爾親王	翊衛使		幫辦盟務
達賽	ホルチン左翼中旗	固山貝子	翊衛副使	臨時參議院議員	
烏泰	ホルチン右翼前旗	多羅扎薩克因郡王			
巴雅斯朗朗	ホルチン右翼前旗	多羅扎薩克因郡王			1920年 爵位を継ぐ
烏爾圖那蘇因	ドゥルベド旗	貝子	翊衛使		幫辦盟務
熙凌阿	ハラチン左翼旗	親王銜多羅郡王	翊衛使	臨時參議院議員・国会參議院議員・国会衆議院議員	ジャサグ
鄂齋爾旺保	ハラチン左翼旗	多羅郡王			1918年 爵位を継ぐ
都凌阿	ハラチン左翼旗	輔国公			
卓凌阿	ハラチン左翼旗	輔国公			
鄂齋爾巴因	ハラチン左翼旗	輔国公	翊衛官		
昭那蘇因*	ハラチン左翼旗	輔国公		国会衆議院議員	
貢桑諾爾布	ハラチン右翼旗	和碩都楞親王	蒙藏院總裁・暢威將軍	国会參議院議員・政治會議議員・憲法起草委員会委員	ジャサグ・盟長
篤多博	ハラチン右翼旗	貝子			貢桑諾爾布の長男
篤噶博	ハラチン右翼旗	鎮国公			貢桑諾爾布の次男
扎木遜朗扎布	ハラチン右翼旗	貝子銜鎮国公	翊衛副使		
蘇達納睦	ハラチン右翼旗	貝子銜鎮国公			
羅布桑車珠爾*	ハラチン右翼旗	鎮国公		臨時參議院議員・第一回国会議員・安福国会衆議院議員	
海永溥*	ハラチン右翼旗	鎮国公	翊衛官		海山の息子
侯運珠*	ハラチン右翼旗	鎮国公			
恩和阿木爾*	ハラチン右翼旗	鎮国公銜輔国公	翊衛官	国会衆議院議員	阿育勒烏貴の息子
吉雅因*	ハラチン右翼旗	輔国公	翊衛官	臨時參議院參政	
阿育勒烏貴*	ハラチン右翼旗	輔国公		国会衆議院議員・国会參議院議員・安福国会衆議院議員・安福国会參議院議員	
希爾巴敦魯布*	ハラチン右翼旗	輔国公	翊衛使		
包文昇*	ハラチン右翼旗	輔国公			
連陞*	ハラチン右翼旗	輔国公			
海永激*	ハラチン右翼旗	輔国公	翊衛使		
海永瀾*	ハラチン右翼旗	輔国公			
海永濟*	ハラチン右翼旗	タイジ			
海永凌*	ハラチン右翼旗	タイジ			
海永瀟*	ハラチン右翼旗	タイジ			
海永潤	ハラチン右翼旗	タイジ			
漢羅扎布	ハラチン中旗	多羅郡王		安福国会參議院議員	ジャサグ
巴布色楞	ハラチン中旗	貝子銜鎮国公			
特古斯巴雅爾	トメド左翼旗	輔国公	翊衛副使		
棍布扎布	トメド右翼旗	親王銜多羅郡王		約法議員・国会參議院議員	ジャサグ
扎木巴拉多爾濟	トメド右翼旗	輔国公			
蘇珠克因巴因爾	ナイマン旗	和碩達爾汗親王	翊衛將軍		
色丹那木札勒旺保	バーリン左翼旗	多羅郡王			
扎噶爾	バーリン右翼旗	和碩親王	翊衛使	国会參議院議員・安福国会參議院議員	ジャサグ・盟長
色丹巴勒珠爾	オーハン左翼旗	貝子		臨時參議院議員・国会參議院議員	
阿勒瑪斯因時	オーハン右翼旗	貝子銜鎮国公	翊衛副使	国会參議院議員	幫辦盟務
オーハン南旗	徳色賽都布	多羅郡王		国会衆議院議員・第一回国会參議院議員・安福国会參議院議員	ジャサグ
塔旺布魯克扎勒	アラシヤ旗	和碩親王	襄威將軍・蒙藏院總裁	国会衆議院議員・国会參議院議員	ジャサグ
那彦因	ハルハ中路中左旗	和碩車臣親王	蒙古宣慰使・綏威將軍	臨時參議院議員副議長	ジャサグ
祺誠武	ハルハ中路中左旗	郡王銜貝勒	蒙藏院副總裁・亨威將軍	臨時參議院議員・国会參議院議員	那彦因の長男
祺克坦	ハルハ中路中左旗	固山貝子		国会參議院議員	那彦因の次男
祺克慎	ハルハ中路中左旗	固山貝子		国会參議院議員	那彦因の三男
祺璞森	ハルハ中路中左旗	鎮国公	翊衛副使		那彦因の四男
祺克泰	ハルハ中路中左旗	鎮国公			那彦因の五男
多隆武	ハルハ中路中左旗	鎮国公			
博鐸勒	ハルハ中路中左旗	鎮国公			
車林巴布	ハルハ後路中右旗	多羅郡王			ジャサグ
車林端多布	ハルハ後路中右旗	貝子	翊衛副使	国会參議院議員	鄂多台的長男
車林桑都布	ハルハ後路中右旗	鎮国公		安福国会衆議院議員	鄂多台の次男
鄂多台	ハルハ後路中右旗	鎮国公銜輔国公	翊衛副使	臨時衆議院議員・安福国会衆議院議員	
車林諾爾布	ハルハ後路中右旗	タイジ	翊衛副使		鄂多台の三男
車林扎木蘇	ハルハ後路中右旗	タイジ			鄂多台の四男
鄂伯噶台	ハルハ後路中右旗	タイジ	翊衛副使	国会衆議院議員	
鄂索爾士	ハルハ後路中右旗	タイジ			
鄂爾海	ハルハ後路中右旗	タイジ			
索諾木	ハルハ後路中右旗	タイジ			
徳欽諾布吉雅	ハルハ	鎮国公			
呢瑪扎布	ハルハ	輔国公			
唐古色	チョロス旗	多羅貝勒		臨時參議院議員	
納欽布	チョロス旗	公銜タイジ			
阿勒坦巴因	チョロス旗	貝勒			
端多布	チョロス旗	タイジ	翊衛官		
花連布	チョロス旗	タイジ			
布彦孟庫	旧トルグード旗	卓哩克因汗			ジャサグ
噶拉增	旧トルグード旗	輔国公		国会參議院議員・約法議員	
帕勒塔	旧トルグード東路右旗	和碩畢錫時因親王	襄威將軍	国会參議院議員	ジャサグ
永昌	旧トルグード東路右旗	和碩畢錫時因親王			1920年 爵位を継ぐ
棍布朝克丹	新トルグード右旗	輔国公			
車博克扎普	ホショード	多羅郡王			
勒旺里克達	青海ホショード西後旗	貝勒			

『蒙藏院行政統計表 民国元二三四五年』、蒙藏院封叙科1917、蒙藏院封叙科1925をもとに作成（官職・議員・備考欄は張2012：397-440、中国人民政治協商會議内蒙古自治区委員会文史資料委員会1988、1989、札奇斯欽2007などを参照、アラド出身者の名前の後に*を付けた）

な影響があるのは、旗による漢人移民の管理を模索しただけでなく、同時に県の職権の旗への浸透を警戒し、旗の自律性を守ったことである〔蒙蔵院1924：27-34, 80, 122-123〕。駐京王公たちの活動は非常に「民族」的であった。

もちろん、東部内モンゴル、とくにジョスト・ジョーオダ盟出身者が内モンゴル統合の中心的な存在となることに対し、北京政府の警戒と一部の王公の不満があったことを否定しない〔札奇斯欽2007：119-120〕。だが、駐京王公たちは、内モンゴル人民革命党などによるモンゴル社会内部からの挑戦に直面しながらも〔郭1923、白1926〕、清末民初の内モンゴルの社会・政治活動の中心におり、彼らが1920年代～1930年代において広範に展開された近代内モンゴル民族主義運動の推進力になっていたのである。

また、表1・表2が示すように、駐京王公の中に、ハルハ中路中左旗・ハルハ後路中右旗出身の那彦図一族と車林巴布・鄂多台一族が居て、内モンゴル出身の王公たちと一緒に活躍した。この二つの旗はいずれも1911年のモンゴル独立宣言以降、ボグド＝ハーン政権の領域となっており、二つの家族は、清末の政治活動の延長線上で最終的に中華民国への帰属を選択したのである。中見立夫によると、那彦図は1915年以降、郷里へモンゴル語大蔵経のダンジュールを贈っているが、帰郷を断念したのである〔中見2014：592〕。車林巴布が1918年に外モンゴルに帰り、その王府は鄂多台一族の管理下に置かれた。鄂多台の日記は、駐京王公の政治活動を考察するうえで重要な史料である「鄂多台1990」。また、最近の研究によると、中国文学研究における重要な史料である『車王府曲本』も鄂多台一族が集めたものであるようである〔王2010〕。

中華民国が彼らを受け入れた重要な原因は、外モンゴルが中国の宗主権または主権の制約を受けず、事実上の独立へ向かったことに対し、外モンゴルをその支配下に留めるために利用することであった。しかし、この二つの家族は典型的な駐京額駙であり、清朝の王女の関係で、北京周辺や内

モンゴルに大量の土地を擁していたことは、孟1989、孟克布音1991、祺克泰、孟允昇2000などの子孫の回想、馬1984の収集した資料や近年の胡2018などの研究で明らかになっている。

また、①「蒙古待遇条例」が清朝の「内属」であるチャハル地域をその対象にしたこと、②のちにチャハルの内モンゴルへの統合が内モンゴル民族主義運動の重要な内容になったことの原因の一つは、当該地域における那彦図一族の利益を守ることであったのである。このことは、「内属蒙古」の内モンゴルへの統合、さらに近代内モンゴルの政教関係の形成とも関係し、さらなる検討が必要だが、彼らが内モンゴルと全くの無縁ではなかったことは史実である。

6. おわりに

1925年の内モンゴル人民革命党の誕生を前後に、五族共和＝貴族共和という論調の下で王公の存在がますます批判的的となり〔郭1923、白1926〕、駐京王公の活動も表舞台から姿を消してゆく。蒙古王公連合会は解体し、蒙古旅京同郷会などの王公出身をアピールしない団体がその役割を引き継いだ〔楊2014〕。しかし、これはあくまでも、三民主義の中国国民党が政権を握ったことに対する対策的な性格を有し、王公たちは依然として内モンゴルの社会・政治的中心であった。そして、ブレーンとして活躍した呉鶴齡らが彼らの意志を代表し、革命政党や民主人士の意志と複雑に絡み合いながら、近代内モンゴル民族主義運動のもう一つの「主流」として、徳王の自治運動に継がれたのである〔ハムゴト2017〕。

1930年のモンゴル会議で、駐京王公の一人で、蒙事会議などで活躍した「王公代表」の烏爾図那蘇図は、王公制度の廃止を積極的に訴える博彦滿都らの「平民代表」に対し、「王公こそモンゴル民族、王公を抜きにして、モンゴル民族は存在しない」と反論した〔博彦滿都1984：155-156〕。

清末民初の駐京王公の活動は、従来の内モンゴル近現代史の語りでは見逃されてきた。しかし彼

らは移民・開墾や省・県の設置によって国民国家としての均質化を図る末期の清朝と、その継承国家である中華民国に対して、不断に近代的な要素を吸収し、社会政治制度・教育文化・軍事・財政などの多方面にわたる内的革新を行うことで盟旗の統制力の強化をはかり、近代的な意味での地域の再編を模索したのである。こうした革新運動は、近代内モンゴル民族主義運動の中核を成しており、民族主義運動そのものは言い換えれば、モンゴル社会の自強を図り、その実現のために活路を求めた政治運動である。それが近現代内モンゴルの地域形成の基盤になったのである。「王公こそモンゴル民族」の本当の意味はここにある。

付記

本稿は、2018年7月22日に広島大学（東広島キャンパス）で開催された2018年度中国四国歴史学地理学協会大会東洋部会での報告「中華民国初期のモンゴル駐京王公について」に加筆・修正したものである。当日、多くの助言をしてくださった方々に謝意を表したい。特に橘誠氏（下関市立大学教授）からは貴重な助言をいただいた。特記して厚く謝意を表す。

档案史料

外務省外交史料館（アジア歴史資料センター JACAR）

刊行史料

日本語

白雲梯 [編]、南満洲鉄道株式会社庶務部調査課 [編輯、翻訳] 1926『蒙古民族自決運動』南満洲鉄道株式会社
ハズルンド [著]、内藤岩雄 [訳] 1982『蒙古の旅』上巻 岩波書店

漢語

『辺疆政教名詞積義』1933蒙蔵委員会
鄂多台1990『鄂多台日記』文海出版社
郭道甫1923『蒙古問題』奥登挂 [編] 2009『郭道甫文選』内蒙古文化出版社に所収
『蒙蔵院行政統計表 民国元二三四五年』出版社・出版年不明
蒙蔵院1915『内外蒙古王公札薩克銜名総表』
蒙蔵院1924『蒙蔵院召集蒙事会議記録』
蒙蔵院封叙科1917『蒙回蔵汗王公札薩克銜名表』
蒙蔵院封叙科1925『蒙回蔵汗王公銜名表』
内蒙古図書館 [編] 2008『内蒙古歴史文献叢書之四 籌蒙芻議；東蒙古紀程；東四盟蒙古実紀；経営蒙古条議；昭烏達盟紀略；蒙事一斑』遠方出版社
徐正光 [編] 2001『民国以来蒙蔵重要政策彙編』蒙蔵委員会
札奇斯欽2007『羅布桑車珠爾伝略』内蒙古人民出版社
中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料委員会 [編] 1988『内蒙古近現代王公録』内蒙古文史書店
中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史資料委員会 [編] 1989『内蒙古近現代王公録続編』内蒙古文史書店

モンゴル語

Borjigin, Bürinsayin. 2011. *Touyu bünku-du qadařalaydaju bayiy_a begejing-un ündür wang-un ordun-u alban ba nayir-un bičig-ün qayulburi. öbür mongyul-un arad-un keblel-ün qoriy_a*

参考文献

日本語

アローハン2016「清末の「新政」と内モンゴル・ハラチン地域における「近代教育」の発足—ハラチンの右翼旗と左翼旗の近代学堂創設をめぐる—」『日本とモンゴル』51(1): 32-53
アントニー・スミス2000『ネイションとエスニシティ—歴史社会学的考察』（巢山靖司ほか訳）名古屋大学出版会

- ウラディン・E・ボラク「後ろ盾になれない「後ろ盾」—内モンゴルにとってのモンゴル国」ボルジギン・ブレンサイン編著、赤坂恒明編集協力『内モンゴルを知るための60章』明石書店、pp.290-296
- ウリジクトホ2015「グンサンノルブ王—近代化志向とその挫折」『内モンゴルを知るための60章』、pp.142-145
- 岡洋樹2000「民族範疇としての「モンゴル」の形成と清朝の支配」北川誠一〔研究代表者〕『旧ソ連圏における市民的アイデンティティの研究』平成11年度教育研究共同プロジェクト経費成果報告書、pp.3-22
- 岡洋樹2015「清代内ジャサグと内モンゴル—清代から近現代へ」『内モンゴルを知るための60章』、pp.118-121
- 小熊英二1998『「日本人」の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで』新曜社
- 貴志俊彦1989「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成—「蒙蔵院」の設置と内モンゴル三特別行政区の設置」『史学研究』185：23-40
- 周太平2008「清朝末期のモンゴル社会経済情勢と漢人旅蒙商」西村成雄、田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、pp.71-85
- 橘誠2011a『ボグド・ハーン政権の研究—モンゴル建国史序説1911-1921』風間書房
- 橘誠2011b「ボグド・ハーン政権—近代モンゴルと中国」『モンゴル史研究』、pp.297-322
- 橘誠2012「二〇世紀初頭の極東国際関係—モンゴルの国家形成過程から」塩川伸明、小松久男、沼野充義編『ユーラシア世界5 国家と国際関係』東京大学出版会、pp.185-205
- 鉄山博1994「清代内蒙古の地商経済」『東洋史研究』53(3)：413-442
- 中見立夫2013『「満蒙問題」の歴史的構図』東京大学出版会
- 中見立夫2014「北京への途—外藩モンゴル王侯による「年班」と清朝宮廷文化の受容」磯部彰編『清朝宮廷演劇文化の研究』勉誠出版、pp.579-594
- 中村篤志2012「清朝とモンゴルの相互認識—清朝宮廷儀礼を手がかりに」高麗大学韓国史研究所『国際シンポジウム“東アジア歴史の実体と新しい清史研究の方向を探って”』、pp.111-129
- 娜荷芽2011「清末におけるにおける「教育興蒙」について—内モンゴル東部を中心に」『アジア地域文化研究』7：61-81
- 巴特爾2019『内モンゴル近現代史研究—覚醒・啓蒙・混迷・統合』多摩大学出版会
- ハスバガン2001「清朝時代のモンゴル族教育と言語教育」『東京大学大学院教育学研究科紀要』40：89-116
- 哈申其其格2013「内モンゴルの近代とハラチン王・グンサンノルブ—その近代的改革と独立志向をめぐって」『言語・地域文化研究』19：299-318
- ハムゴト2017『内モンゴル民族主義運動の研究（1924～1937年）』広島大学博士論文
- ハムゴト2018「1924年の蒙蔵院蒙事会議とその歴史的意義」『中国四国歴史学地理学協会年報』14：34-45
- ハムゴト2019「近代内モンゴル民族主義運動における思想と運動—民族主義運動組織化の思想的枠組み（1924～1933年）」『広島大学大学院総合科学研究科紀要. III 文明科学研究』14：1-24
- ボルジギン・フスレ2011『中国共産党・国民党の対内モンゴル政策の研究1945～49年—民族主義運動と国家建設との相克』風響社
- ボルジギン・ブレンサイン2015「インジャンナシの内モンゴル文学の伝統—多様な文学世界」『内モンゴルを知るための60章』、pp.95-102
- 松本ますみ1999『中国民族政策の研究—清末から一九四五年までの「民族論」を中心に』多賀出版
- 柳澤明2011「清朝の八旗制とモンゴル」吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究—現状と展望』明石書店、pp.276-293
- リンチン2015『現代中国の民族政策と民族問題—辺境としての内モンゴル』集広舎

漢語

- 白拉都格其2009『成吉思汗の遺産』内蒙古人民出版社
- 包德強2013『清末在京蒙古王公政治団体及其主要活動研究』内蒙古大学修士論文
- 包紅梅2002「論『青史演義』的創作背景」『西北民族学院学報（哲学社会科学版）』2002(6)：71-77
- 畢奧南2014「關於帕勒塔生前身後幾件事」『西部蒙古

- 論壇』2014(3)：14-20
- 博彦滿都1985「我参加南京“蒙古會議”的回憶」『内
蒙古文史資料』16：150-161
- 杜家驥2013a『清朝滿蒙聯姻研究』故宮出版社
- 杜家驥2013b「清朝滿蒙聯姻中の“備指額駙”統談」『煙
台大学学报（哲学社会科学版）』26(3)：78-81
- 胡哲2018「清廷对漠北土謝圖汗部蒙古政策探析—以喀
爾喀恪靖公主府属人地畝案為中心」『西部蒙古論壇』
2018(1)：22-29
- 李治国2017「清代中後期蒙古年班制度的調整与变化」
『内蒙古社会科学（漢文版）』38(2)：97-101
- 劉訓練、吳東風2019「帕王兩位福晉生平行跡考辨」『西
部蒙古論壇』2019(4)：10-14
- 劉影2006「山西地域文化進程及模式」『九州学林』4(4)：
250-295
- 馬非百1984「百足之虫 死而不僵—一個没落的蒙古貴
族家庭的地租剝削及其他活動」『文史資料選輯』96：
140-172
- 孟克布音1991「蒙古那王府邸歷史生活紀實」『内
蒙古大学学报（哲学社会科学版）』1991(4)：52-58
- 孟允昇1989「北京的蒙古王府」『滿族研究』1989(3)：
51-55
- 娜荷芽2018『二十世紀三四十年代内蒙古東部地区文教
發展史』内蒙古人民出版社

- 祺克泰、孟允昇2000「蒙古親王那彦圖的政治活動及生
活紀略」『文史資料選輯』99：185-202
- 王政堯2010「『車王府曲本』的流失与鄂公府本事考」『歷
史档案』2010(1)：98-102, 116
- 烏力吉陶格套2007『清至民国時期蒙古法制研究—以中
央政府对蒙古的立法及演變為線索』内蒙古大学出版
社
- 楊博学2014『蒙古旅平同鄉会考』内蒙古師範大学修士
論文
- 楊繼偉2018「清乾隆時期東歸土爾扈特首次朝覲事宜研
究」『西部蒙古論壇』2018(1)：35-39
- 張建軍2012『清末民初蒙古議員及其活動研究』中央民
族大学出版社
- 張啓雄2010「清廷对政府官員蒙古籌邊論述的抉擇—以
光緒帝硃批奏摺為中心」『蒙藏季刊』20(1)：34-53

欧文

- Atwood Christopher P. 1992. “The East Mongolian
Revolution and Chinese Communism.” *Mongolian
Studies*, Vol.15: 7-83
- Atwood Christopher P. 2002. *Young Mongols and
Vigilantes in Inner Mongolia's Interregnum Decades,
1911-1931*. Brill

¹ 外藩蒙古・八旗蒙古と並列する形で「内属蒙古」という大きなカテゴリーを立てるのではなく、これらを外藩と八旗の二つのシステムの界面にあった中間の形態として捉えるべきことが提唱されている[柳澤2011]。清代モンゴル史の重要な課題である八旗とモンゴルの関係に関わるこの提唱に筆者も同意する。しかし、「内属蒙古」とされた諸「モンゴル」は、満洲の入関に伴って、北京をはじめとする中国各地に移動し、あくまでも軍政一致の組織である属人主義的な性質を有する「八旗蒙古」と違って、「外藩蒙古」と同じく、属地主義的な性質を併せて有した。そして、清朝の直轄という点で「外藩蒙古」からも区別されるため、本稿では便宜的に「内属蒙古」とする。さらに、この問題は現在中国でモンゴル族から区別されたダウール・エヴェンキ・オロチョンなどの少数民族の近現代史にも関わっており、具体的な検討は別稿に譲りたい。

² 清朝宗室の娘たちにも、固倫公主・和碩公主・郡主といった序列が設けられていたが[『边疆政教名詞釈義』1933：16-19、杜2013a：322]、本稿では、王女と総称する。

³ 一例を挙げれば、帰服後のトルグート部の初の朝

覲に際し、色布騰巴勒珠爾が重要な役割を果たしたことが最近の研究で明らかになっている[楊2018]。

⁴ これに関連して、ハラチン版『蒙古源流』という、チンギス・ハーン家のモンゴル支配の歴史書『蒙古源流』（チンギス・ハーンの末裔であり、清朝当局との合作を拒否したオルドスの王族サガンセチェンが1662年に編纂した）の「特異な異本」がハラチン王府にあったことはよく知られている。しかし、このハラチン版『蒙古源流』とは、『蒙古源流』の一部と『アルタン・トブチ』・『成吉思汗行軍記』を合併させたものであり、『蒙古源流』と呼ぶこと自体が妥当ではない[中見2013：85-86]。当時、チンギス・ハーンの祭殿（八白宮）がオルドスにあり、チンギス・ハーンは西部の人々の記憶に残っているが、駐京額駙を輩出した東部の人々の記憶から遠ざかっていた。この奇妙な異本の存在がそれを物語っているであろう。

⁵ スミスは、「近代以前のアトニ（共通の祖先・歴史・文化をもち、ある特定の領域との結びつきをもち、内部での連帯感をもつ、名前をもった人間集団）を貴族的アトニと平民的アトニに分類し、水平的な広がりをもつが階層的には上層に限定される貴族的

アトニに対し、一方の平民的アトニは、領域的には狭いが垂直的に地域に深く根ざしている」としている [スミス2000: 39, 95-100]。一方、小熊英二は、「貴族や王家は「国際的」な政略結婚を行っていた。彼らにとって「自国」の平民よりも「他国」の貴族のほうに親近性があったのである」とする [小熊1998: 641]。

⁶ 実際、光緒帝は当時の漢人官僚を中心とする「官弁開墾」に賛同しているが、王公の反発を招致する「建省」については一貫して否定していた [張2010]。清朝皇帝の存在自体が新政によるモンゴル地域の「直接支配」への移行を阻止するものであった。